

令和5年（2023年）8月1日
熊本県土木部土木技術管理課

令和5年度（2023年度）土木工事標準積算基準書使用にあたっての留意事項

本県の土木工事標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。

下記事項においては、熊本県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

1. 土木工事標準積算基準書（共通編）

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	熊本県
I - 1 - ① - 1	<ul style="list-style-type: none">・ <u>国土交通省直轄</u>の・・・・ 原則として、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における最新の基準を適用する。	<ul style="list-style-type: none">・ <u>熊本県土木部</u>の・・・・ 原則として、<u>工事施行伺の決裁時</u>における最新の基準を適用する。
I - 1 - ② - 2	(3) 維持工事（複数年度の国債工事）	・ <u>全て削除。</u>
I - 2 - ① - 1 (2) 価格	<ul style="list-style-type: none">・ <u>入札時（入札提出期限日）</u>における市場価格とし・・・・ なお、設計単価は、・・・また、工事の規模、工種、施工箇所・・・別途決定する。 <p>1) <u>局設定単価</u>による場合 (イ) <u>局設定単価</u>は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>2) 物価資料による場合 (イ) 1) の方法により難しい場合は、</p>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>工事施行伺の決裁時</u>における市場価格とし・・・・ なお、設計単価は、熊本県土木部設定単価、物価資料（「建設物価」（web建設物価）、「積算資料」をいう。）掲載価格、特別調査または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。 <p>1) <u>熊本県土木部設定単価</u>による場合 (イ) <u>熊本県土木部設定単価</u>は、毎月、土木技術管理課において決定し、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>2) 物価資料による場合 (イ) 1) の方法により難しい場合は、</p>

	<p>単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の<u>有効桁の大きい桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。</u>また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p>なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>3)～4) (イ) <u>局特別調査、本局担当課</u></p> <p>4) (ロ) なお、1 工事・・・①調達価格・・・</p> <p>④積算に用いる・・・ただし、・・・</p>	<p>単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、<u>有効数値3桁（4桁以下切捨て）とする。</u>また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p>3)～4) (イ) <u>特別調査、土木技術管理課</u></p> <p>4) (ロ) ①まで削除。②から適用。</p> <p>④「ただし・・・」以降削除。</p>
I - 2 - ① - 2 2 歩掛	・歩掛は、工事を施工するため・・・	・ <u>全て削除。</u>
I - 2 - ① - 4 5 諸雑費及び端数	<p>(1) 諸雑費</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>6) 工事価格は、<u>10,000 円</u>単位とする。・・・</p>	<p>(1) 諸雑費：<u>全て削除。</u></p> <p>(2) 端数処理</p> <p>6) 工事価格は、<u>1,000 円</u>単位とする。(以降の 10,000 円は全て 1,000 円)</p>
I - 5 - ① - 1 第5章 数値基準等	<p>①数値基準</p> <p>②数量総括表への条件明示</p>	<p>①数値基準</p> <p>②数量総括表への条件明示</p> <p><u>①、②とも削除</u></p> <p><u>数値基準については、熊本県「土木工事数量算出要領」による。</u></p> <p>※HP掲載箇所</p> <p><u>ホーム > 組織で探す > 土木部 > 土木技術管理課 > 土木・建築工事積算基準等の公表</u></p>
I - 13 - ① - 1 第13章 総価契約単価合意方式	第13章 総価契約単価合意方式	<u>全て削除。</u>

2. 土木工事標準積算基準書（電気通信編）

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	熊本県
VII - 1 - 1 ①適用範囲等	・ <u>国土交通省直轄</u> の・・・	・ <u>熊本県土木部</u> の・・・
VIII - 1 - 1 ①一般事項	・ <u>国土交通省直轄</u> の・・・	・ <u>熊本県土木部</u> の・・・

3. 土木工事標準積算基準書（機械編）

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	熊本県
IX - 1 - 2 ②適用範囲	・ <u>各地方整備局及び北海道開発局所 管の直轄工事</u> の・・・	・ <u>熊本県土木部</u> の・・・